

記入例

(表示面積 1 m²を超える広告物の場合に使用)

平成 30 年 10 月 1 日以降の点検は、この様式を使用してください。

第 9 号様式の 7 (第 9 条関係)

屋外広告物(掲出物件)自己点検結果報告書

提出した日を記入

年 月 日

三重県知事

宛て

本様式は、原則として申請 1 件につき 1 部使用します。広告物の個数が多く点検結果を記載できない場合は、内訳を作成してください。

住所 津市広明町 1 3 番地
報告者氏名 株式会社三重丸
代表取締役 三重太郎
(法人にあつては商号又は名称及び代表者氏名)

次のとおり三重県屋外広告物条例第 1 1 条の規定により報告します。

1 屋外広告物の概要

(1) 既許可番号等	平成 2 9 年 1 0 月 3 0 日	第 3 5 9 号	新規に許可申請するものも、掲出物件が既設の場合は、(2)、(3)、(4)を
(2) 表示(設置)場所	伊勢市勢田町	-	
(3) 設置年月日	平成 2 7 年 1 0 月 2 0 日	掲出物件を設置した日付を記入	
(4) 点検日	平成 3 0 年 1 0 月 1 日		

2 点検結果

点検項目	異常の有無	改善の概要	
		改善年月	改善の内容
(1) 基礎及び取付(支持)部分の変形、腐食、亀裂等	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	H30.10.5	(壁面広告) 周辺部コーキング打ちなおし
(2) 主要部材の変形、腐食、劣化等	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	H30.10.7	(広告板、突出広告) さび部分ケレン、防錆塗装のうえ、再塗装
(3) ボルト、ビス等のさび、緩み、脱落等	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>		(屋上広告) 外照式不点灯、電球交換
(4) 表示面の汚染、変色又は剥離	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	H30.10.8	改善内容を広告物別に記入
(5) 表示面の破損	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>		
(6) 照明又はネオン設備等の異常	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	(該当なし)	該当がない場合は、「該当なし」と記入
(7) その他必要な点検箇所 () ()	有・無		

3 点検者等(表示面積 1 m²以上で、かつ、高さ 4 m を超える広告物の場合のみ記載)

(1) 氏名	屋外 花子
(2) 住所	津市広明町 番地 TEL 059-224-
(3) 資格	<input checked="" type="checkbox"/> 屋外広告士 <input type="checkbox"/> 建築士 <input type="checkbox"/> 電気工事士 <input type="checkbox"/> 電気主任技術者 <input type="checkbox"/> 職業訓練指導員又は技能検定合格者(帆布製品製造又は広告美術) <input type="checkbox"/> 特定建築物調査員 <input type="checkbox"/> その他()
(4) 広告物の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 広告板 <input type="checkbox"/> 広告塔 <input checked="" type="checkbox"/> 屋上広告 <input type="checkbox"/> サイン・ポール <input type="checkbox"/> その他()

- 備考 1 この報告書は、表示面積が1平方メートル以上の広告物について、屋外広告物許可申請書又は屋外広告物継続許可申請書に添えて提出してください。ただし、表示面積が1平方メートル未満のもの、掲出物件を新設するもの、建築基準法第12条第1項に規定する定期報告を行つたものは除きます。(定期報告を行つたものについては、定期報告書の写しを提出してください。)
- 2 には、該当するものにレ印を記入してください。
- 3 「異常の有無」欄は、該当するものを○で囲み、異常があつた場合は「改善の概要」欄に改善した日付及び内容を記入してください。
- 4 点検後(異常があつた場合は改善後)の広告物又は掲出物件の写真(申請の日前二月以内に撮影したもので、広告物の安全性等を確認できるもの)を添えて提出してください。
- 5 表示面積が1平方メートル以上で、かつ、高さ4メートルを超える広告物は、点検者の資格を証明する書類の写しを添えて提出してください。
- 6 一般社団法人日本屋外広告業団体連合会及び公益社団法人日本サイン協会が実施する屋外広告物点検技能講習を修了した者は、「3点検者等」中の「(3)資格」中の「その他」に「点検技能講習修了」と記入してください。

(規格A4)

申請しようとする広告物1件ずつ、安全性が確認できる写真を撮影し、添付してください。(近景、全景、基礎部分等)